

商標審査基準改訂案

商標法 4 条 4 項

十九、第 4 条第 4 項(先願に係る他人の登録商標の例外)

第一項第十一号に該当する商標であつても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得ており、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しない。

1. 本項の適用について

この基準第 3 の十(第 4 条第 1 項第 11 号) 1. (1)により、指定商品又は指定役務における一般的・恒常的な取引の実情を考慮して類似と判断された商標であつても、引用商標権者の承諾があり、かつ、引用商標と出願商標(以下「両商標」という。)に関する具体的な事情(下記 4. (3)参照)を考慮した結果、出所混同のおそれが生じないといえるものについては、本項を適用するものとする。

2. 「他人の承諾」について

「他人の承諾」は、商標登録出願に係る商標の登録について承諾する旨の引用商標権者の意思表示であつて、査定時においてあることを要する。

3. 「当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務」について

「当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務」は、第 4 条第 1 項第 11 号の判断において互いに同一又は類似の関係とされた、両商標に係る指定商品又は指定役務のうち、出願人が出願商標を現に使用し、又は使用する予定の商品又は役務(以下「商品等」という。)及び同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が登録商標を現に使用し、又は使用する予定の商品等のことをいう。

4. 「混同を生ずるおそれがない」について

(1) 「混同を生ずるおそれ」について

「混同を生ずるおそれ」は、第 4 条第 1 項第 11 号における他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれのみならず、その他人の登録商

標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれをもいう。

(2) 「混同を生ずるおそれがない」ことが求められる時点・期間

「混同を生ずるおそれがない」に該当するためには、査定時を基準として、査定時現在のみならず、将来にわたっても混同を生ずるおそれがないと判断できることを要する。

(3) 考慮事由

「混同を生ずるおそれがない」に該当するか否かは、例えば、下記の①から⑧のような、両商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して判断する。なお、引用商標と同一の商標(縮尺のみ異なるものを含む。)であって、同一の指定商品又は指定役務について使用するものは、原則として混同を生ずるおそれが高いものと判断する。

- ① 両商標の類似性の程度
- ② 商標の周知度
- ③ 商標が造語よりなるものであるか、又は構成上顕著な特徴を有するものであるか
- ④ 商標がハウスマークであるか
- ⑤ 企業における多角経営の可能性
- ⑥ 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性
- ⑦ 商品等の需要者の共通性
- ⑧ 商標の使用態様その他取引の実情

「⑧商標の使用態様その他取引の実情」としては、例えば、次のような事項が考えられる。出願人から具体的な商標の使用態様その他取引の実情を明らかにする証拠の提出がある場合は、その内容を考慮する。

a. 使用する商標の構成

(例) 結合商標の構成要素である図形と文字を常に同じ位置関係で使用していること

常に特定の色や書体を使用していること

b. 商標の使用方法

(例) 商品の包装の特定の位置にのみ使用していること

常に社名・社章等の他の標章を併用していること

常に打消し表示(特定の他者の業務に係る商品等であることを否定する表示)を付加していること

c. 使用する商品等

(例) 一方は引用商標を指定商品「コンピュータプログラム」の中で商品「ゲーム用コンピュータプログラム」にのみ使用し、他方は出願商標を商品「医療用コンピュータプログラム」にのみ使用していること

一方は一定金額以上の高価格帯の商品にのみ使用し、他方は一定金額以下の低価格帯の商品にのみ使用していること

d. 販売・提供方法

(例) 一方は小売店等で不特定多数に販売し、他方は個別営業による受注生産のみを行っていること

e. 販売・提供の時期

(例) 一方は春季のみ販売し、他方は秋季のみ販売していること

f. 販売・提供地域

(例) 一方は北海道の店舗でのみ販売し、他方は沖縄県の店舗でのみ販売していること

g. 混同を防止するために当事者間でとることとされた措置

(例) 両商標に混同を生ずるおそれを認めたときは、相手方にその旨を通知し、協議の上、混同の防止又は解消のための措置をとること

(4) 将来の混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮できる事情

「混同を生ずるおそれがない」の判断の際に考慮される両商標に関する具体的な事情には、査定後に変動することが予想されるものが含まれるところ、査定後に変動し得る事情に基づいて併存登録された場合、それら商標の使用によって、将来両商標の間に混同を生ずるおそれが否定できない。そのため、将来の混同のおそれを否定する方向に考慮することができる事情は、上記事情のうち、将来にわたって変動しないと認められる事情とする。例えば、下記のような場合は、その内容を考慮する。

① 将来にわたって変更しないことが合意されている場合

出願人から、両商標に関する具体的な事情を将来にわたって変更しない旨の当事者間における合意(例えば、常に社名を併用すること等、上記(3)⑧a. から g. に掲げるような具体的な事情を変更しない旨の合意)又はその要約が記載された書類が提出された場合。

② 将来にわたって変動しないことが証拠から認められる場合

上記の合意に基づく場合のほか、両商標に関する具体的な事情が、提出された証拠等により、将来にわたって変動しないと認められる合理的な理由がある場合。

(5) 混同を生ずるおそれが認められる場合

上記(1)から(4)を踏まえ審査をした結果、混同を生ずるおそれが認められるとの心証を得た場合には、その商標登録出願は、第4条第1項第11号の規定に基づき拒絶

するものとする。なお、そのような場合であっても、原則として、直ちに拒絶をすることなく、追加資料の提出等を求めるものとする。

商標法 8 条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第 8 第 8 条(先願) 第八条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。<u>ただし、後の日に商標登録出願をした商標登録出願人(以下この項において「後出願人」という。)</u>が、商標登録を受けることについて<u>先の日</u>に商標登録出願をした商標登録出願人(当該商標登録出願人が複数あるときは、当該複数の商標登録出願人。以下この項及び第六項において「先出願人」という。)<u>の承諾を得ており、かつ、当該後出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先出願人がその商標の使用をする商品又は役務(当該商標が商標登録された場合においては、その登録出願に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務)との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後出願人もその商標について商標登録を受けることができる。</u> 2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。<u>ただし、全ての商標登録出願人が、商標登録を受けることについて相互に承諾しており、かつ、それぞれの商標の使用をする商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該全ての商標登録出願人がそれぞれの商標について商標登録を受けることができる。</u> 3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたと	第 8 第 8 条(先願) 第八条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。 2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。 3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたと

き、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 特許庁長官は、第二項本文の場合は、相当の期間を指定して、同項本文の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。

5 第二項本文の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないとき(第二項ただし書に規定するときを除く。)は、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた順位における最先の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。ただし、当該くじにより定めた順位における後順位の商標登録出願人(以下この項において「後順位出願人」という。)が、商標登録を受けることについて先順位の商標登録出願人(当該商標登録出願人が複数あるときは、当該複数の商標登録出願人。以下この項及び次項において「先順位出願人」という。)の承諾を得ており、かつ、当該後順位出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先順位出願人がその商標の使用をする商品又は役務(当該商標が商標登録された場合においては、その登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務)との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後順位出願人もその商標について商標登録を受けることができる。

6 第一項ただし書又は前項ただし書の場合において、先出願人又は先順位出願人の商標が商標登録され、その登録商標に係る商標権が移転されたときは、その登録商標に係る商標権者を先出願人又は先順位出願人とみなして、これらの規定を適用する。

1. 「同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似

き、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。

5 第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

1. 「同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似

の商標」について

本号における類否の判断については、この基準第 3 の十(第 4 条第 1 項第 11 号)を準用する。

2. 第 8 条第 4 項の協議命令(以下「協議命令」という。)並びに第 8 条第 2 項及び第 5 項の拒絶理由の通知について

出願が同日に相互に同一又は類似の関係にある他人の出願と競合したときは、該当するすべての出願に対し、協議命令と第 8 条第 2 項及び第 5 項の拒絶理由の通知を同時に行うこととする。

ただし、上記の協議命令と拒絶理由の通知がなされる前に、第 8 条第 2 項の協議が成立した旨又は協議が不成立である旨の書面が提出されているときは、以下のとおりとする。

- (1) 協議が成立した旨の書面が提出されたときは、協議により定めた一の出願人に係る出願以外の商標登録出願に対し、第 8 条第 2 項の拒絶理由を通知する。
- (2) 協議が不成立である旨の書面が提出されたときは、すべての商標登録出願に対し、第 8 条第 5 項の拒絶理由を通知する。

3. 協議が成立した旨の書面が提出された場合について

特許庁長官の指定する期間内に、出願人から協議が成立した旨の書面が提出された場合には、協議により定めた一の出願人に係る商標が登録された後、他の出願について、第 8 条第 2 項に基づき拒絶査定を行う。

4. 協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は協議が成立若しくは不成立である旨の書面がいずれも提出されない場合について

特許庁長官の指定する期間内に、出願人から、協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は協議が成立若しくは不成立で

の商標」について

本号における類否の判断については、この基準第 3 の十(第 4 条第 1 項第 11 号)を準用する。

2. 第 8 条第 4 項の協議命令(以下「協議命令」という。)並びに第 8 条第 2 項及び第 5 項の拒絶理由の通知について

出願が同日に相互に同一又は類似の関係にある他人の出願と競合したときは、該当するすべての出願に対し、協議命令と第 8 条第 2 項及び第 5 項の拒絶理由の通知を同時に行うこととする。

ただし、上記の協議命令と拒絶理由の通知がなされる前に、第 8 条第 2 項の協議が成立した旨又は協議が不成立である旨の書面が提出されているときは、以下のとおりとする。

- (1) 協議が成立した旨の書面が提出されたときは、協議により定めた一の出願人に係る出願以外の商標登録出願に対し、第 8 条第 2 項の拒絶理由を通知する。
- (2) 協議が不成立である旨の書面が提出されたときは、すべての商標登録出願に対し、第 8 条第 5 項の拒絶理由を通知する。

3. 協議が成立した旨の書面が提出された場合について

特許庁長官の指定する期間内に、出願人から協議が成立した旨の書面が提出された場合には、協議により定めた一の出願人に係る商標が登録された後、他の出願について、第 8 条第 2 項に基づき拒絶査定を行う。

4. 協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は協議が成立若しくは不成立である旨の書面がいずれも提出されない場合について

特許庁長官の指定する期間内に、出願人から、協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は協議が成立若しくは不成立で

ある旨の書面がいずれも提出されない場合は、第 8 条第 5 項の特許庁長官が行う公正な方法によるくじの手続を行うこととし、くじにより定めた一の出願人に係る商標が登録された後、他の出願について、第 8 条第 5 項に基づき拒絶査定を行う。

5. 「一の商標登録出願人」に係る出願の拒絶査定等が確定した場合について

「商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人」及び「特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人」に係る出願について、拒絶査定の確定又は取下げ、放棄等がされた場合には、他の出願人に係る出願が、商標登録を受けることができる出願となる。

6. 第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項ただし書きについて

「承諾」の有無及び「混同を生ずるおそれがないとき」を判断するにあたっては、この基準第 3 の十九(第 4 条第 4 項) 2. 及び 4. を準用する。

ある旨の書面がいずれも提出されない場合は、第 8 条第 5 項の特許庁長官が行う公正な方法によるくじの手続を行うこととし、くじにより定めた一の出願人に係る商標が登録された後、他の出願について、第 8 条第 5 項に基づき拒絶査定を行う。

5. 「一の商標登録出願人」に係る出願の拒絶査定等が確定した場合について

「商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人」及び「特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人」に係る出願について、拒絶査定の確定又は取下げ、放棄等がされた場合には、他の出願人に係る出願が、商標登録を受けることができる出願となる。

(新設)

商標法 4 条 1 項 8 号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
七、第 4 条第 1 項第 8 号(他人の氏名又は名称等) <u>他人の肖像若しくは他人の氏名(商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。)</u>若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)<u>又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないもの</u> 商標法施行令 <u>第一条 商標法第四条第一項第八号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</u> <u>一 商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること。</u> <u>二 商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと。</u> 1. 「他人」について 「他人」とは、自己以外の現存する者をいい、自然人(外国人を含む。)、法人のみならず、権利能力なき社団を含む。 2. 「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」について (1) 「商標の使用をする商品又は役務の分野」について 「商標の使用をする商品又は役務の分野」の判断にあたっては、<u>人格権保護の見地から、当該商標の指定商品又は指定役務のみならず、当該他人と関連性を有する商品又は役務等をも勘案する。</u>	七、第 4 条第 1 項第 8 号(他人の氏名又は名称等) 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。) 1. 「他人」について 「他人」とは、自己以外の現存する者をいい、自然人(外国人を含む。)、法人のみならず、権利能力なき社団を含む。 (新設)

(2) 「<u>需要者の間に広く認識されている氏名</u>」について <u>「需要者の間に広く認識されている氏名」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、その他人の氏名が認識されている地理的・事業的範囲を十分に考慮した上で、その商品又は役務に氏名が使用された場合に、当該他人を想起・連想し得るかどうか</u>に留意する。 3. 「略称」について (1) 法人の「名称」から、株式会社、一般社団法人等の法人の種類を除いた場合には、「略称」に該当する。なお、権利能力なき社団の名称については、法人等の種類を含まないため、「略称」に準じて取り扱うこととする。 (2) 外国人の「氏名」について、ミドルネームを含まない場合には、「略称」に該当する。 4. 「著名な」略称等について 他人の「著名な」雅号、芸名、筆名又はこれら及び他人の氏名、名称の「著名な」略称に該当するか否かの判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは要しない。 5. 「含む」について 他人の名称等を「含む」商標であるかは、当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断する。 (例) 商標「TOSHIIHIKO」から他人の著名な略称「IHI」を想起・連想させない。 6. 自己の氏名等に係る商標について	2. 「略称」について (1) 法人の「名称」から、株式会社、一般社団法人等の法人の種類を除いた場合には、「略称」に該当する。なお、権利能力なき社団の名称については、法人等の種類を含まないため、「略称」に準じて取り扱うこととする。 (2) 外国人の「氏名」について、ミドルネームを含まない場合には、「略称」に該当する。 3. 「著名な」略称等について 他人の「著名な」雅号、芸名、筆名又はこれら及び他人の氏名、名称の「著名な」略称に該当するか否かの判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは要しない。 4. 「含む」について 他人の名称等を「含む」商標であるかは、当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断する。 (例) 商標「TOSHIIHIKO」から他人の著名な略称「IHI」を想起・連想させない。 5. 自己の氏名等に係る商標について
---	---

自己の氏名、名称、雅号、芸名、若しくは筆名又はこれらの略称に係る商標であったとしても、「他人の氏名(商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。)若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称」にも該当する場合(その他人の承諾を得ているものを除く。)又は他人の氏名を含む商標であって商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものである場合には、当該他人の人格的利益を損なうものとして、本号に該当する。

7. 「他人の承諾」について

「他人の承諾」は、査定時においてあることを要する。

8. 「政令で定める要件」について

(1) 「商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」について

例えば、出願商標に含まれる他人の氏名が、出願人の自己氏名、創業者や代表者の氏名、出願前から継続的に使用している店名等である場合は、相当の関連性があるものと判断する。

(2) 「商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」について

例えば、他人への嫌がらせの目的や先取りして商標を買い取らせる目的が、公開されている情報や情報提供等により得られた資料から認められる場合は、不正の目的があるものと判断する。

自己の氏名、名称、雅号、芸名、若しくは筆名又はこれらの略称に係る商標であったとしても、「他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称」にも該当する場合には、当該他人の人格的利益を損なうものとして、本号に該当する。

6. 「他人の承諾」について

「他人の承諾」は、査定時においてあることを要する。

(新設)

商標法 3 条 1 項柱書

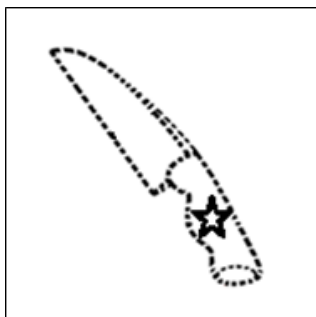
商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
二、第 3 条第 1 項柱書 6. 立体商標について (7) 商標としての「使用」が当然に想定し得ない場合 【商標登録を受けようとする商標】  【立体商標】 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 10 類】 【指定商品 (指定役務)】<u>衛生マスク, 医療用手袋</u> (解説) この場合、衛生マスク以外の指定商品が当該立体的形状を採ることは想定し得ず、かつ、広告として使用されることも当然に想定し得ないから、本項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「衛生マスク」のみに補正する必要がある。	二、第 3 条第 1 項柱書 6. 立体商標について (7) 商標としての「使用」が当然に想定し得ない場合 【商標登録を受けようとする商標】  【立体商標】 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 5 類】 【指定商品 (指定役務)】<u>薬剤, 衛生マスク</u> (解説) この場合、衛生マスク以外の指定商品が当該立体的形状を採ることは想定し得ず、かつ、広告として使用されることも当然に想定し得ないから、本項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「衛生マスク」のみに補正する必要がある。

11. 位置商標について

(1) 位置商標と認められない例

(ウ) 位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の側面中央部分に付された星形の図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】はさみ類、包丁類、すみつぼ類

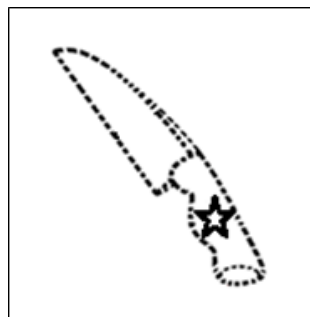
(解説) この場合、商品「はさみ類、すみつぼ類」には包丁の柄に相当する位置を特定することができないから、第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「包丁類」のみに補正する必要がある。

11. 位置商標について

(1) 位置商標と認められない例

(ウ) 位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の側面中央部分に付された星形の図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】はさみ類、包丁類、刀剣、すみつぼ類

(解説) この場合、商品「はさみ類、すみつぼ類」には包丁の柄に相当する位置を特定することができないから、第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「包丁類、刀剣」のみに補正する必要がある。

商標法4条1項18号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
商品等(商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。)が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標	商品等(商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。)が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標
商標法施行令 <u>第一条の二</u> 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音(役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音)とする。	商標法施行令 <u>第一条</u> 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音(役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音)とする。

商標法 6 条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
4. 第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を具備しない場合 指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 (例 1) 複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 第 10 類「衛生マスク及びその類似商品」 第 40 類「廃棄物の処理及びその関連役務」 (解説)「その類似商品」、「その関連役務」の表示は、複数の区分に属する可能性があり、不明確である。 第 7 類「機械器具」 (解説)「機械器具」の表示は、例えば、第 10 類「医療用機械器具」や第 11 類「冷凍機械器具」等も考えられるため、不明確である。 第 37 類「機械器具の貸与」 (解説)「機械器具の貸与」の表示は、例えば、第 39 類「包装用機械器具の貸与」や第 40 類「化学機械器具の貸与」等も考えられるため、不明確である。	4. 第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を具備しない場合 指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 (例 1) 複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 第 5 類「衛生マスク及びその類似商品」 第 40 類「廃棄物の処理及びその関連役務」 (解説)「その類似商品」、「その関連役務」の表示は、複数の区分に属する可能性があり、不明確である。 第 7 類「機械器具」 (解説)「機械器具」の表示は、例えば、第 10 類「医療用機械器具」や第 11 類「冷凍機械器具」等も考えられるため、不明確である。 第 37 類「機械器具の貸与」 (解説)「機械器具の貸与」の表示は、例えば、第 39 類「包装用機械器具の貸与」や第 40 類「化学機械器具の貸与」等も考えられるため、不明確である。

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「<u>商標法第六十八条の二第五項</u>に規定する国際事務局」とする。 2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。	第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「<u>商標法第六十八条の三第一項</u>に規定する国際事務局」とする。 2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。